

「碍」の字表記問題再考（7）

窮民救済制度

明治政府が定めた窮民救済制度に1874年（明治7）に制定された「恤救規則」がある。今でいう生活保護法である。幕末以降の欧米列強に対応するべく、富国強兵、殖産興業に力を注いだわが国はいつぼうで、資本主義の社会構造がうみだす負の部分に対処することを余儀なくされた。救済の制度は古来より記録に残されているが、幕藩体制の江戸時代においてもいくつか存在している。8代将軍徳川吉宗の孫にあたる松平定信の定めた1792年（寛政4）の「江戸七分積金制度」などはよく知られている。

今回は明治政府の定めた恤救規則をはじめとして、戦前の公的扶助制度において、その対象者の表記がどのように記されているのかを見ることにしたい。

恤救規則

- 濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相違候事
- 一 極貧ノ者独身ニテ癱疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身癱疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
 - 一 同独身ニテ七十以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
 - 一 同独身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給与スヘシ但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
 - 一 同独身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
 - 一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

この恤救規則は、貧困者や70歳以上の労働不能の者、障害者、病人、児童などに一定の米を支給することを定めた慈悲的な、そして制限扶助的な救済制度である。それも独身の者のみを対象とするものであった。家族で扶助が可能な場合は、親族扶養を優先とし、それを第一義の原則としている。そして、近親内での扶助が無理な場合は、「人民相互ノ情誼」で相互扶助を謳っている。この人民相互ノ情誼とは、政府が主に関わるのではなく、あくまでも近親者、地域共同体の人々でお互いに助けあうことを意味している。まずは自助であり、それが無理なら共助、それもできない場合に限り最終的に公助で救済するというものであった。この恤救規則は前々号で述べた養老律令の「^{かんかじょう}鰥寡條」に「救済は近親者もしくは地域共同体で行うこと」という文言があったが、この考え方がわが国の救済原則として踏襲されているのである。恤救規則においての障害者の表記は「癱疾」が用いられており、1カ所のみである。養老律令で示された中度の身体障害を示す癱疾の文言を用いている。また、その対象範囲と条件としては「癱疾、老衰、疾病、幼弱者、又ハ失業ノタメ其身窮迫ノ状態ニアルモノ。」と定めている。

窮民救助法案

恤救規則は、1929年（昭和4）に「救護法」に改称、改正さ

れているが、それまでに何度も救貧に関する法案が帝国議会で提出されている。その一つが、1890年（明治23）の窮民救助法案である。記された対象者は次の通りである。

不具癱疾長病不治ノ疾病重傷老衰其ノ他災厄ノ為メ自活ノ力ナク飢餓ニ迫ル者養育者ナキ孤児及引受人ナキ棄児迷児

この法律では、障害者、不治の病、重傷を負った者、老衰、その他の理由で自活ができず、飢餓状態にある者を救済の対象としている。ここで示された「不具癱疾」が障害者を意味する言葉である。さらに、「窮民ノ意義及分類」の項目では「癱疾者トハ十四歳以上ノモノニシテ終身治癒ノ見込ナキ身心ノ故障ニ依リ勞務ニ服シ得ザルモノヲ云フコト」と癱疾者の定義を示している。

救貧法案

この法律は、1902年（明治35）に「貧民救助労働者及借地人保護ニ関スル建議書」として帝国議会で提出されたものである。ここでは次のような記述がある。

茲ニ貧民ヲ救助スル一定ノ法律ヲ設ケ不具癱疾等ニシテ實際生活ノ方法ナキ者ハ之ヲ救助シ一方ニ於テ惰眠浮浪ノ徒ヲシテ自主独立ノ途ヲ得セシムトイフガ本案大体ノ精神

などと法案提出の理由が述べられている。このなかで救済対象者に障害者を挙げ、前述の窮民救助法案と同様に不具癱疾の言葉で表している。

救護法

明治、大正時代を経て昭和の初期に新たな救貧に関する法律が求められ、制定されたのが1929年（昭和4）の救護法である。大正年間の関東大震災や世界恐慌などで貧困者が急増し、従来の法律では対応できず、英国、ドイツ、フランスなど諸外国の救貧法を参考にして、この法律はつくられている。

救護法の制定に向けて1927年（昭和2）に答申された「一般救護ニ関スル体系」のなかで、救貧制度の大綱が縷々示されている。そのなかで「癱疾、老衰、疾病、幼弱者ヲ以テ救貧ノ客体トシ其ノ資格範囲ヲ拡張スルコト」と対象枠を拡大することを定め、加えて「老年、疾病、癱疾者ニ付キテハ漸次社会保険制度ヲ確立シ又ハ拡張スルコト」という記述があり、救済とは相互扶助であり、ゆくゆくは社会保険制度とするシステムの構築が説かれているのである。

救護法の第1章の被援護者の項目では、第1条でその対象者の記述があり、次の通りである。

- 一 六十五歳以上ノ老衰者
- 二 十三歳以下ノ幼者
- 三 妊産婦
- 四 不具癱疾、疾病、傷疾其他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

救護法での対象の範囲は4種類と定めているが、四に示されたなかで「身体ノ障碍ニ因リ」という表記が用いられているのである。これまで検証してきた法律文書では、個々の障害を示す言葉で表現されていたが、救護法では「身体ノ障碍」という今までは異なる、新たな表記が用いられ、そこに「碍」の字が使われているのである。

第2次世界大戦前は「障害者」ではなく「障碍者」という表記であり、そのことに立脚して本来の表記である「障碍者」に戻すべきであるという意見の根拠をここに確認した。

[参考資料]

寺脇隆夫『救護法成立・施行関係資料集成』ドメス出版、2007年。